

社会福祉法人下伊那社会福祉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

役員及び評議員の報酬は下伊那社会福祉会定款第8条及び第21条に定めるところにより無報酬とする。

附則 この規程は平成29年4月1日から施行する